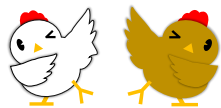
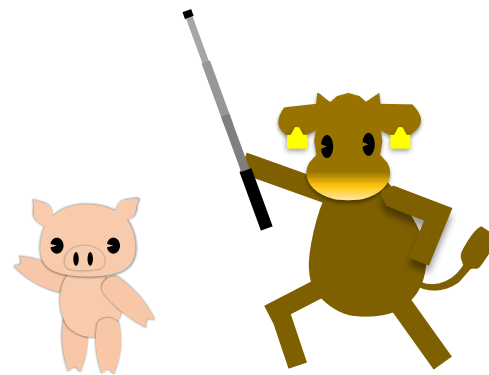


# アニマルウェルフェア (AW) について

～アニマルウェルフェアについて簡単なところから知る～

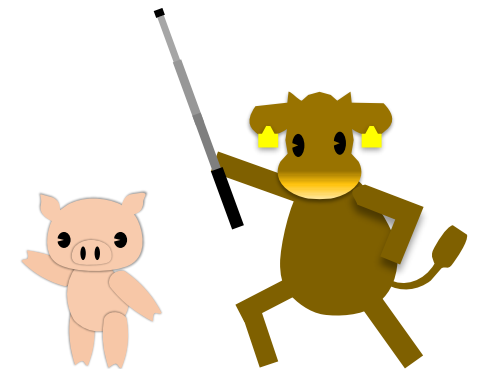


令和8年3月  
農林水産省  
東海農政局  
生産部畜産課



- [1. アニマルウェルフェア \(Animal Welfare\) とは？](#)
- [2. 「5つの自由に基づく現場での実践例」](#)
- [3. WOAHとWOAHコードについて](#)
- [4. 採卵鶏のWOAHコード案の状況](#)
- [5. 日本におけるアニマルウェルフェアの取組 \(1\)](#)
- [6. 乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針](#)
- [7. 肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針](#)
- [8. 豚の飼養管理に関する技術的な指針](#)
- [9. 採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針](#)
- [10. ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針](#)
- [11. 馬の飼養管理に関する技術的な指針](#)
- [12. 家畜の輸送に関する技術的な指針](#)
- [13. 家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針](#)
- [14. 日本におけるアニマルウェルフェアの取組 \(2\)](#)
- [15. アニマルウェルフェアについてもっと知ろう！](#)

各項目番号を押していただくと、  
該当ページに飛ぶことができますので  
ご活用ください。





# 1. アニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは？

参考資料：農林水産省  
「アニマルウェルフェアに配慮した  
家畜の飼養管理等について」

○定義：「動物が生きて死ぬ状態に関連した、動物の身体的及び心的状態」  
(WOAH (国際獣疫事務局) のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論【第7部.1章】)

= 動物の**利用**を前提とし、動物の取り扱い方法、と畜方法に配慮し、  
より良いアニマルウェルフェアの状態を実現する

→ これらを **科学的に評価**し、動物の状態を把握して、飼育方法やと畜方法を改善していく **精密動物管理**

(参考資料：農林水産省「アニマルウェルフェアについて」)

公益社団法人畜産技術協会主催「アニマルウェルフェアシンポジウム～私たちの食卓と、地域の畜産業をともに考える～」

※ **科学的に評価する**、とは何を**基準**として評価するのか？

○アニマルウェルフェアにおける「5つの自由 (Five Freedoms)」

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由
- ② 恐怖及び苦悩からの自由
- ③ 不快からの自由
- ④ 痛み・けが・病気からの自由
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由



良い状態  
(Good Welfare)



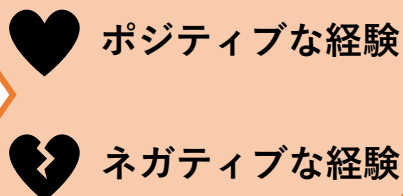
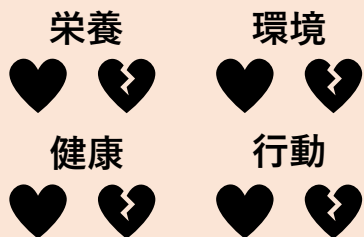
良くない状態  
(Bad Welfare)

☆ アニマルウェルフェアは、①～⑤の**総合評価**である (1項目がダメならすべてダメ!ではない)

【参考】近年での世界的な動き：「5つの領域 (Five Domains)」 (Mellor, 2017)

身体的領域

精神的領域



AWの状態

○身体的領域における4つの項目が、動物の状態を示す。  
これらの状態が精神的領域を構成し、最終的にアニマルウェルフェアの状態に影響するという考え方・評価方法

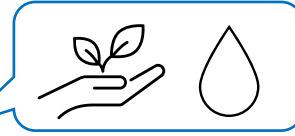
参考資料：ZAA (オーストラレーシア動物園水族館協会)  
「五つの領域 (英文)」



## 2. 「5つの自由に基づく現場での実践例」

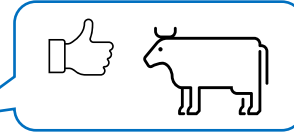
### ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由

- ・ 清潔で新鮮な水及び良質かつ適切な飼料の給餌
- ・ 適切な栄養状態を維持するため、毎日の丁寧な観察を実施する



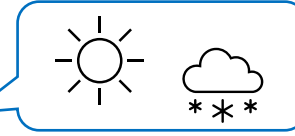
### ② 恐怖及び苦悩からの自由

- ・ 家畜が怯え、怖がったり、驚いたりしないような丁寧な取り扱い



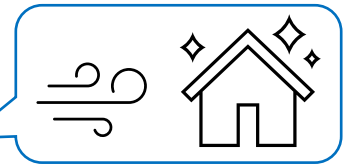
### ③ 不快からの自由

- ・ 畜種の特性、月齢等に応じた、適切な暑熱対策や寒冷対策を実施する



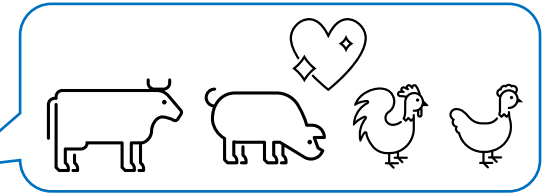
### ④ 痛み・けが・病気からの自由

- ・ 家畜がけがをせず、また清潔さを保てる設備や材質を選択する
- ・ 十分な換気量の確保及び畜種の特性に応じた十分な光量を確保できるようにする



### ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

- ・ 畜種ごとの行動様式に配慮した畜舎の設計、改善を実施する
- ・ 既存の畜舎でも、日々家畜の行動を観察し、必要に応じて対策を講じる



☆①～⑤に基づき、家畜の快適性に配慮した飼養管理を行うことで、  
良好なアニマルウェルフェアの実現をしていくことが重要



# 3. WOAHとWOAHコードについて

参考資料：農林水産省  
「アニマルウェルフェアに配慮した  
家畜の飼養管理等について」

## OWOAH【World Organisation for Animal Health】（国際獣疫事務局）とは？

- ・1924年に28か国の署名を経てフランスのパリで発足した、世界の動物衛生の向上を目的とする政府機関
- ・動物衛生や人畜共通感染症に関する国際基準の策定等を行っている

## OWOAHコード【陸生動物衛生基準】とは？

- ・国際貿易、動物衛生措置及びアニマルウェルフェアに関する国際基準のこと
- ・WOAH加盟国が、疾病予防と管理体制についての国内規制を検討する際に参照されるべきもの

第1巻	一般規定
第1部	疾病診断、サーベイランス及び通報
第2部	リスク分析
第3部	獣医サービスの質
第4部	疫病の予防及び防疫
第5部	貿易措置、輸出入手続き及び獣医証明
第6部	獣医公衆衛生
第7部	<b>アニマルウェルフェア</b>

章	内容
第7.1章	アニマルウェルフェアの勧告の序論
第7.2章	動物の海路輸送
第7.3章	<b>動物の陸路輸送</b>
第7.4章	動物の空路輸送
第7.5章	動物のと畜
第7.6章	<b>疾病の管理を目的とした動物の殺処分</b>
第7.7章	犬の個体数管理
第7.8章	研究及び教育における動物の使用
第7.9章	<b>アニマルウェルフェアと肉用牛の生産システム</b>
第7.10章	<b>アニマルウェルフェアとブロイラーの生産システム</b>
第7.11章	<b>アニマルウェルフェアと乳用牛の生産システム</b>
第7.12章	<b>役用馬のウェルフェア</b>
第7.13章	<b>アニマルウェルフェアと豚の生産システム</b>
第7.14章	革、肉その他の製品のためには虫類の殺処分

※赤字：国の指針を作った際の参考とした章  
 ※新章「アニマルウェルフェアと採卵鶏の生産システム」については、令和3年5月のWOAH総会において採択に付されたが、投票の結果採択されなかった（次項で説明）。



# 4. 採卵鶏のWOAHコード案の状況

- ・令和3年5月のWOAH総会において、**バタリーケージ**（後ほど説明）を含む多様な飼養形態を認めるコード案が協議された
- 賛否両論あり、投票の結果、**不採択**
- <令和3年5月のWOAH総会での採卵鶏のコード案>
  - ・バタリーケージを含む多様な飼養形態を認める
  - ・砂浴び、ついでみ、営巣の区域、止まり木等の付帯設備を設置する場合の留意事項を示す
  - ・令和4年以降のWOAH総会においても、採卵鶏に関するコード案は提出されていない

## ○主な加盟国の意見

**アイルランド**  
(EU27か国を代表)

止まり木等について「望ましい」では不十分。支持できない

**NZ**

止まり木等について、「望ましい」では不十分であり「設置すべき」との修正が望ましい

**米国**

多くの国が懸念を示す止まり木等の「望ましい」との表現を削除すべき

**チリ**

一部の提案は、すべての生産システムに適用可能な内容になっておらず、生産体制の変更を強制するような内容になっていることから修正すべき

**日本**

案を支持

**英国**

止まり木等の、強く動機づけられた行動の実現が十分確保されていない懸念はあるが、すべての国が直ちに取り組むことは困難であり案を支持

**カナダ**

案を支持  
軽微な修正で採択されるのであれば修正は受け入れる

**セネガル**  
(アフリカ地域53か国を代表)

案を支持

2 / 3 以上の加盟国からの支持が得られず、不採択

# 5. 日本におけるアニマルウェルフェアの取組（1）

## ○国によるアニマルウェルフェアの指針

- ・ 畜産物の輸出拡大やSDGsへの対応などの国際的な動向を踏まえ、**我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際水準**とすべく、**WOAHコード**（採卵鶏は、その案）に基づき、国として指針を示す
- ・ 国の指針はWOAHコードに基づき、各畜種ごとの飼養管理等について「**実施が推奨される項目**」と「**将来的な実施が推奨される項目**」が明確になるよう指針を取りまとめ
  - 畜産局長通知（令和5年7月26日）として発出
  - 各畜種ごと等の指針については、農林水産省「アニマルウェルフェアについて」内、基本情報＞指針について＞各畜種ごと等の**指針やQ&A、チェックリスト**が掲載されています。

参考資料：農林水産省「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等について」



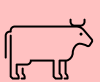
## ○今後の動き

- ・ 指針発出後、**事項ごとに「いつまでの実施を目指すのか」、目標を設定することを明記**
  - ・ **令和6年度：生産現場における指針の取組状況調査を実施**
    - **令和7年6月にとりまとめ、公表**（農林水産省「アニマルウェルフェアについて」内、基本情報＞農林水産省の取組＞生産現場における指針の取組状況が、畜種ごとに掲載されています（**令和5年に実施した試行調査も含め**）。）
- = 具体的な達成目標の検討に必要な現状の把握ができたことから、今般、目標検討に着手**

参考資料：公益社団法人 畜産技術協会「達成目標年の設定にかかる専門的課題協議会の開催状況」内、農林水産省「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針における事項ごとの達成目標の検討について」

## ○次項以降、各畜種ごと等の指針について概要を説明します。

（農林水産省「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理等について」を参考としながら重要だと考えられる項目を抜粋）



# 6. 「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1：管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・牛の観察は、飼養方法等に応じ、適切な頻度で行い、搾乳時以外にも少なくとも1日1回は行う。
- ・牛の健康状態、疾病及び事故の発生の有無並びにその原因、泌乳の状況、飼料の給与量又は摂取量、水の適切な給与、最高及び最低温度、湿度等について、毎日記録する。
- ・牛舎内での作業時や牛に近づく際は、不要なストレスを与える行動や手荒な扱いを避け、可能な限り丁寧に扱う。
- ・除角は、獣医師の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択し、角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。
- ・断尾は、牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないことから、実施しない。
- ・蹄の動きを正常に保ち、蹄病を予防するため、定期的に削蹄をする
- ・搾乳は、乳用牛に不快感を与えず、手早く、衛生的に行う
- ・未経産牛は、成熟するまで繁殖に供しない
- ・分娩牛へは、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する

## 第2：栄養

### 【実施が推奨される項目】

- ・牛が健康を維持し、発育段階や泌乳ステージ等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的欲求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する。
- ・給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う

## 第3：牛舎

### 【実施が推奨される項目】

- ・繋ぎ飼いの場合、牛が妨げられることなく、横臥し、起立し、自然な姿勢を維持し、毛繕いができるようにする
- ・繋ぎ飼いの場合、繋がれていない状態で運動が十分にできるようにする
- ・カウトレーナーを使用する場合、適切に設置、使用する。
- ・フリーストール牛舎の場合、少なくとも1頭当たり1牛床を準備する
- ・ミルクパーラー、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう、適切に設計し、管理する。

## 第4：牛舎の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- ・新生子牛は寒さに弱いため、防寒保温用ジャケット等の利用により、寒冷対策を講じる
- ・換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるように設計する

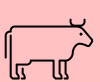
## 第5：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・災害による影響を限りなく小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する

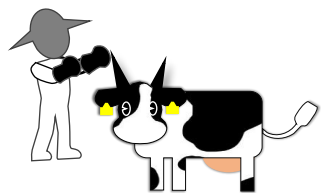
## 第6：乳用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- ・アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。



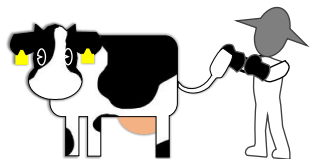
# 6. 「乳用牛の飼養管理に関する技術的な指針」用語解説等

## <除角>



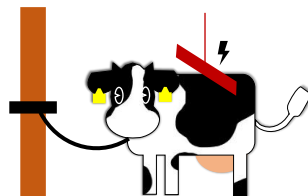
- ・牛同士の闘争による不要な損傷や飼育管理者等の死傷を防止するため除角は重要となる
- ・牛への過度なストレス（痛みなど）防止のため除角は早期の段階が望ましい（生後2か月以内）

## <断尾>



- ・牛は尾を使い、ハエやアブ等の害虫を追い払う
- ・かつては、断尾により、牛体や乳房等の汚れを防止でき、乳質が良くなるなどの理由から、断尾が行われたこともあったが、断尾は乳質に影響を及ぼさないといった報告（※）がされている
- ・このことから、断尾は牛の健康及びアニマルウェルフェアの向上に寄与しないため、推奨されず、代替法としては、尾毛の刈り取りの検討などがある。

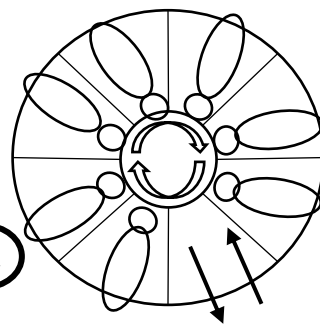
## <カウトレーナー>



- ・繋ぎ飼いで、牛床が糞や尿で汚れないよう排便、排尿を制御するためのもの
- ・牛が排せつを行う際、背中が盛り上がる習性を活用し、排せつの際に牛の上から電気刺激を与え、一歩下がって排せつするようにする
- ・常に牛とカウトレーナーが接触するような設置の仕方などは、牛へ過度なストレスを与えることとなるため、適切な方法での設置が重要である

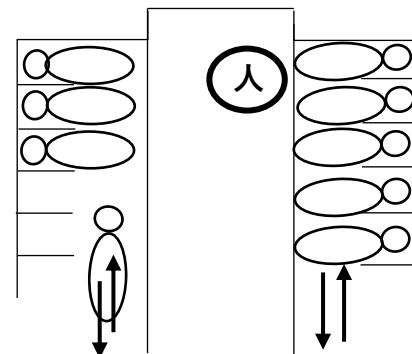
## <ミルクパーラー> ☆搾乳のための機械

### <ロータリーパーラー>



- ・一定の速度で多くの牛を搾乳できる

### <パラレルパーラー>

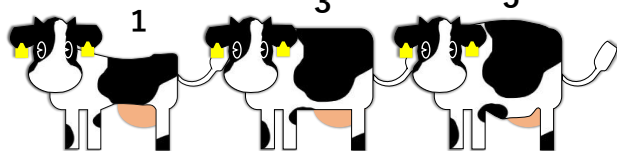


- ・牛を縦に並ばせて、一度に多くの搾乳ができる

※参考資料：公益社団法人 畜産技術協会 平成30年度 畜産GAP拡大推進加速化事業  
「技術レター 快適性に配慮した乳用牛の飼養管理乳用牛の「断尾」について」

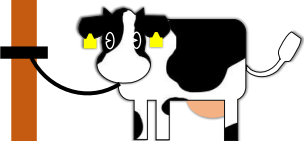
## <ボディコンディションスコア>

- ・スコア1～5で、牛の全身、尻、後望を見て判定
- ・1（削瘦（やせすぎ））～5（過肥（太りすぎ））となっており、3が標準的

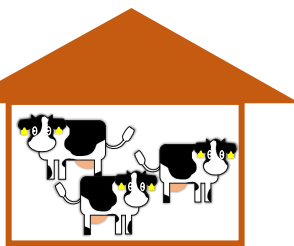


## <飼養形態>

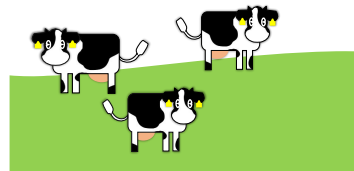
- <繋ぎ飼い> ・牛舎内で牛を繋いで飼育する方式
- ・個体管理が容易である
- ・十分な運動ができない



- <フリーストール> ・牛舎内で牛を繋かず飼育する方式
- ・個体管理の仕方を工夫する必要がある
- ・十分な運動ができる反面、牛群編成によっては、牛同士の闘争等が発生する可能性がある



- <放牧> ・牛を屋外の放牧地で飼育する方式
- ・昼夜問わず放牧したり、昼間のみ放牧したり、季節ごとで舎飼いや放牧を変えるなど、様々な形態がある
- ・放牧地の十分な管理がカギとなる





# 7. 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1：管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・牛の観察は、集約型飼養管理システムの場合であっても、少なくとも1日1回は行う
- ・牛の健康状態、疾病及び事故の発生の有無並びにその原因、個体ごとの繁殖記録、飼料の給与量や摂取量、水の適切な給与、最高及び最低気温、湿度の状況について毎日記録する
- ・牛に不要なストレスを与える行動を起こさず、丁寧に取り扱う
- ・牛を取り扱う際に道具を使用する場合、不要な痛みを与えないよう注意する
- ・除角は、獣医師の指導の下、可能な限り苦痛を生じさせない時期と方法を選択し、角が未発達な時期（生後2か月以内）に実施する。この場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行うことが強く推奨される。
- ・去勢を行う場合、牛へのストレス防止や感染症の予防に努めつつ、生後3か月以内に行うこととし、必要な場合、獣医師による麻酔薬や鎮痛剤の投与の下で行う
- ・鼻環装着後は、過度に捻る等、不適切な使用はしない
- ・未経産牛は、成熟するまで繁殖に供しない
- ・分娩牛には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する
- ・母子分離は、過度なストレスがかからないよう計画的に行う

## 第2：栄養

### 【実施が推奨される項目】

- ・牛が健康を維持し、正常な発育や繁殖行動を行うため、適切な栄養を含んだ飼料を過不足なく給与する
- ・脂肪交雑を高めるためにビタミンAの制限給与を行う場合、「日本飼養基準」等を参照し、栄養の適切な給与に注意する
- ・給餌及び給水の設備は、清掃が容易な構造とし、定期的に点検や清掃を行う

## 第3：牛舎

### 【実施が推奨される項目】

- ・放し飼いの場合、牛が自由に行動できることによる牛同士の闘争や競合による損傷が発生する可能性があるため、よく観察し、飼養密度や牛群の編成に注意する
- ・放牧地は良好な衛生状態を確保し、疾病及び損傷のリスクを最小限に抑えるため、牛を放牧地間で適切に移動させる
- ・追い込み柵、牛房等は、牛の損傷を予防するため、鋭利な角や突起がないよう、適切に設計し、管理する
- ・群飼の場合、同じ牛群の全ての牛が妨げられることなく、同時に横臥し、休息し、起立し、毛繕いするために十分な空間を与える

## 第4：牛舎の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・気温が高い場合、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる。
- ・新生子牛は寒さに弱いため、防寒保温用ジャケット等の利用により、寒冷対策を講じる
- ・換気システムは、牛舎全体に、常に新鮮な空気を供給できるよう設計する

## 第5：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・災害による影響を限りなく小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する

## 第6：肉用牛のアニマルウェルフェアの測定指標

- ・アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

# 7. 「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」用語解説等

- <去勢>
- ・雄牛の去勢をせずに肥育した場合、キメが粗く硬い肉が生産される
  - ・さらに、去勢をせずに群飼する場合、牛同士の闘争が激しくなり、損傷の発生や発育、肉質の低下が起こる（※1）
  - ・牛のストレスに配慮し、月齢が早い段階で実施した場合、牛への負担が少ないかつ、暴れ具合が少なく、実施の容易さもあると報告されている（※2）

（※1：農林水産省「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」

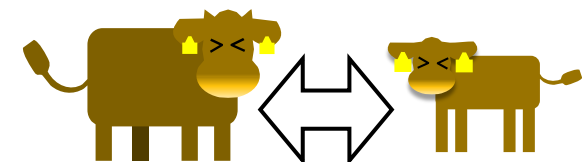
※2：公益社団法人 畜産技術協会「若齢去勢や鼻環装着が黒毛和種に及ぼす影響（令和7年3月）」）

- <鼻環>
- ・肉用牛では、繁殖管理などで牛を個体ごとに管理する必要性が高いため、牛の移動をスムーズに行うこと等を目的に、広く用いられている
  - ・牽引する際には痛みを伴わないように注意する必要がある
  - ・代替法として、頭絡がある
  - ・鼻環の揺れによるストレスや、鼻環が突起物などに引っ掛かり、怪我をすることを防ぐため、ほほ綱をつけて鼻環を固定することも推奨

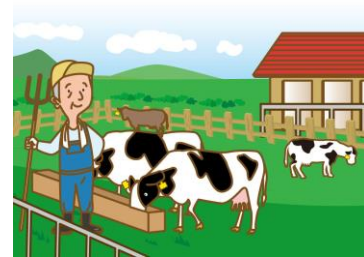
参考資料：公益社団法人 畜産技術協会「肉用牛の飼養管理におけるアニマルウェルフェア（2024年度版）」

- <母子分離>
- ・母子分離は、母子双方にストレスがかかる
  - ・特に子牛では、分離とともに、母乳から代用乳への移行、代用乳から固形飼料への移行などによりさらにストレスがかかり、増体等に影響を及ぼす
  - ・そのため、分離方法の工夫や、分離後の適切な管理などが重要となる

参考資料：農林水産省「肉用牛の飼養管理に関する技術的な指針」



# ★乳用牛・肉用牛「放牧」について



<放牧していれば動物の状態が絶対に良いといえるのか？>

☆放牧地の柵など、設置してあるものが牛を損傷させる可能性がないか？

→牛舎内でも放牧地でも、牛の損傷を予防することが重要

☆草の質や量は十分であるか？

→牛は放牧地で動き回るため、牛舎内にいるよりもエネルギーの消費量は高くなる。

このため、良質で適切な量の草を食べられるよう調整し、場合によっては追加で粗飼料や濃厚飼料を給与することが重要

☆牛にとって有害な草などが生えていないか？

→有害な草を摂食してしまった場合、疾病のリスクがあるため、刈り取りを行うなどリスクを排除する

☆地面の状態は良好であるか？

→地面の水はけが悪く、最悪の場合足が沈んでしまうレベルでぬかるんでいる場合、牛の転倒や牛体の汚れ、蹄病の発症リスクも高まる。放牧地は適切に整備・管理を実施するべき

☆暑い時期に日陰になる場所があるか？

→牛は暑さに弱いため、日陰になる場所がないと、暑熱ストレスを引き起こし、呼吸数の増加、食欲減退などの症状が現れる。特に暑い時期に放牧する場合は、日陰となる場所が必要

◎放牧を実施する場合、牛が快適に過ごせる放牧地を用意することが、  
アニマルウェルフェアを向上させることにつながる！



# 8. 「豚の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1：管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・豚の観察は、飼養方法等に応じ、少なくとも1日1回は行う
- ・豚の健康状態、疾病等の発生の有無並びにその原因、死亡頭数、尾かじり等の発生の有無、繁殖成績（受胎率、産子数等）、飼料の給与量や摂取量、水の適切な給与、最高及び最低気温、湿度の状況等について、毎日記録する。
- ・豚に対して不要なストレスを与える行動や、手荒な扱いを避け、丁寧に取り扱う
- ・分娩区域は清潔で乾燥した状態にする。新生子豚にとって暖かく安全な環境を提供する。分娩予定日の少なくとも1日前には、分娩区域に繁殖雌豚が利用できる巣材を提供する
- ・去勢、断尾、歯切り等の処置を行う場合、獣医師等の指導の下、苦痛を可能な限り少なくする方法で行うこととし、必要に応じて獣医師による麻酔薬等の投与の下で行う
- ・歯切りを行う場合、歯の先端のみをやすりで研磨するか、ニッパーで適切に切断する
- ・未経産豚は、十分な身体的成熟に達するまで繁殖に供しない

## 第2：栄養

### 【実施が推奨される項目】

- ・豚が健康を維持し、正常な発育や繁殖等の行動を行うため、発育段階等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的欲求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションスコアの許容範囲を逸脱しないよう管理する

## 第3：豚舎

### 【実施が推奨される項目】

- ・豚舎は、疾病、損傷及びストレスのリスクが軽減されるよう設計し、建築し、維持管理するとともに、豚舎の破損個所により豚が損傷しないよう注意する

## 第4：飼養方式、構造及び飼養空間

### 【実施が推奨される項目】

- ・ストールは、壁や上の棒にぶつかることなく自然な姿勢で起立できるとともに、隣の豚を邪魔せず快適に横臥できる適切な大きさのものをを用いる
- ・群飼方式では、日常の飼養管理や豚の観察が行いやすく、管理に必要な設備等を備えた構造にし、適切な排せつ物処理が可能な構造にする

### 【将来的な実施が推奨される項目】

- ・豚は社会的な動物であり、群で生活することを好むことから、繁殖雌豚はなるべく群で飼育するよう努める

## 第5：豚舎の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・極度の高温、多湿及び低温は避けるように、断熱材の利用や、窓の開閉、換気、通気等を行い、可能な限り適温を維持する

## 第6：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・災害による影響を限りなく小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する

## 第7：豚のアニマルウェルフェアの測定指標

- ・アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

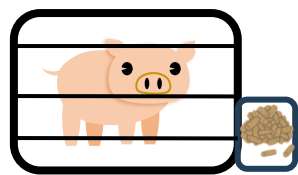
# 8. 「豚の飼養管理に関する技術的な指針」用語説明等

- <尾かじり>**
- 多湿や高温等、豚が何らかのストレスを受けた際に、他の豚の尾をかじる行動や、耳や腹を噛む行動がみられることがある
  - 尾かじりを受けた豚は、ストレスにより摂取量や増体量が低下し、損傷がひどい場合、死亡することがある（経済的損失）
  - 予防策としては、飼料、換気の改善、飼養空間の見直し、闘争の抑制、損傷した豚や尾かじりをする豚の隔離、エンリッチメント資材（遊具の供与）などがある
  - これら努力を講じても防止できない場合、断尾を行うことも一つの手法である
- 参考資料：農林水産省「豚の飼養管理に関する技術的な指針」

- <繁殖雌豚による分娩前の巣作り動作>**
- 分娩のおよそ1日前から、前足付近の床面を鼻でさする「巣作り動作」を行い、周辺のものを集めようとすることから、繁殖雌豚へ巣材を提供することがアニマルウェルフェアの取組みとして推奨されている
  - 巣材の種類として、稲わら、麦わら、乾牧草、おが粉、もみ殻、ふすま、麻袋、細かく裁断した紙などが挙げられるが、豚舎の構造や家畜排せつ物の処理方式も考慮し、それら施設や設備に影響を与えないよう注意する必要がある
  - 伝染性疾患の侵入防止の観点から、資材を導入する際は消毒した衛生的なものである必要がある
- 参考資料：公益社団法人 畜産技術協会「豚の飼養管理におけるアニマルウェルフェア（2024年版）」

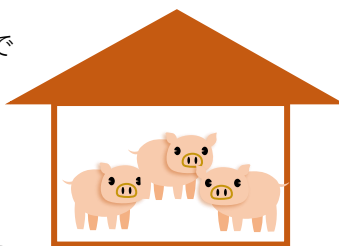
**<飼養形態>** 参考資料：農林水産省「豚の飼養管理に関する技術的な指針」

**<単飼（ストール、囲い、おり）方式>**



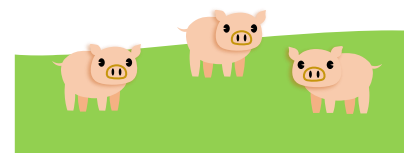
- 柵等で仕切られた給餌器及び給水機を備えた豚房で豚を個別飼養する方法。
- 主に種雄豚や繁殖雌豚、損傷した豚等を飼養する際に用いる
- 個別管理は容易であるが、十分な運動やほかの豚との接触はできない

**<群飼方式>**



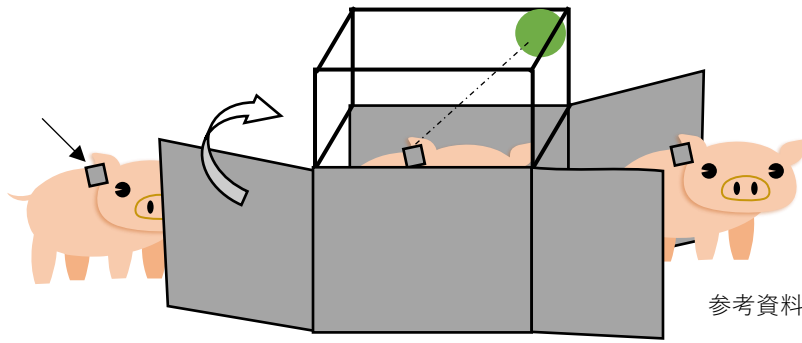
- 複数の豚を柵内や豚房内で自由に行動できるようにして飼養する方法
- 主に繁殖雌豚や育成豚、肥育豚を飼養する際に用いる
- 十分な運動やほかの豚との接触は可能であるが、闘争や食い負けを考慮する必要がある

**<放牧方式>**



- 豚を屋外の放牧場において飼養する方法
- 放牧地の十分な管理がカギとなる

**<参考：エレクトリックサウフィーディングシステム（ESF）>**



- 母豚の首や耳に個体識別ができるICタグを取り付け（図内の→）、コンピュータ制御された自動給餌器を用いることで母豚を管理するシステム
- 自動給餌器内に母豚が入ると、入り口の扉が閉まり、ICタグで読み取った情報を基に、1頭ごとに設定した量の飼料が給餌され、食べ終わると出口の扉が開くようになっている
- このほかに、フリーアクセスストール方式もある

参考資料：公益社団法人 畜産技術協会「豚の飼養管理におけるアニマルウェルフェア（2024年版）」



# 9. 「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1：管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・鶏の観察は、飼養方法等に応じ、少なくとも1日1回は行う
- ・鶏の健康状態、疾病等の発生の有無並びにその原因、死亡羽数、産卵の状況（産卵率等）、羽つつきの発生の有無、飼料の給与量や摂取量、水の適切な給与、最高及び最低気温、湿度等を毎日記録する
- ・鶏に対して不要なストレスを与える行動や、手荒な扱いを避け、丁寧に取り扱う
- ・爪切り、断冠等は行わない
- ・ピークトリミングは、他の管理措置を講じても羽つつきを防止できない場合の最終的な手段として用い、その際は、熟練した者が可能な限り若齢の時に実施し、必要最小限の部分のみを取り除くよう注意する
- ・誘導換羽を実施する場合、24時間以上の絶食は推奨されておらず、常に飲水可能とし、適切な光線管理を行う

## 第2：栄養

### 【実施が推奨される項目】

- ・鶏の週齢や生産段階、系統等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的欲求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する

## 第3：鶏舎

### 【実施が推奨される項目】

- ・鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等のリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する
- ・鶏舎の破損箇所による鶏の損傷が起こらないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする

## 第4：飼養方式、構造及び飼養空間

### 【実施が推奨される項目】

- ・いずれの飼養方式でも、同じ鶏群の全ての鶏が、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとれるようにする
- ・平飼い形式の場合、おとなしい系統の選択や、飼養空間の拡大、つつきをする鶏の分離等を行う

### 【将来的な実施が推奨される項目】

- ・砂浴びエリア、ついでみエリア、営巣エリア及び止まり木を設ける場合、特定の行動を促すよう設計及び配置し、検査及び維持管理が容易なものとする

## 第5：鶏舎の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を常に供給する
- ・鶏が正常な行動を行うことができ、日常の業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する

## 第6：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・災害による影響を限りなく小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する

## 第7：採卵鶏のアニマルウェルフェアの測定指標

- ・アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。



# 9. 「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」用語解説等

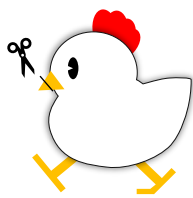
## <羽つつき>



- ・ひなを群で飼養した場合、およそ2～3週齢の頃から、尾羽や付け根の部分の羽毛のつつき合い、羽毛食い、又は他のひなをつついて傷つけるものが出てくる
- ・つつきを受けた鶏は、ストレスにより摂取量や産卵率が低下し、損傷がひどい場合死亡することがある（経済的損失）
- ・羽つつきの防止策としては、より穏和でおとなしい系統の選択、飼料組成や形状の最適化、飼養空間の改善、付帯設備（高い止まり木、営巣及びついでみエリア）の提供、損傷した鶏やつつきをする鶏の分離などの措置を行う

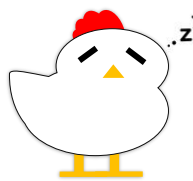
参考資料：農林水産省「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」

## <ビークトリミング>



- ・ビークトリミングは、嘴の先端部を除去する方法である
- ・利点としては、嘴の先端の鋭利な部分がなくなることで、つつきによる損傷の発生予防や慢性的なストレスの減少による産卵率の向上、死亡率の減少等がある
- ・しかし、ビークトリミング実施直後に飼料を摂取できなくなる場合があることや、成熟した日齢でのビークトリミングは慢性的な痛みを起こすことがあり、ストレスの原因となるため、ビークトリミングの実施は、羽つつき防止のために様々な措置を講じたのち、効果がなかった場合に行うことが推奨される（参考資料：農林水産省「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」）

## <誘導換羽>



- ・産卵開始から1年が経過すると、産卵率や卵質が次第に低下していく。そのため、羽の生え変わり（＝換羽）を促し、低下した産卵率や卵質を改善する方法を強制換羽という。
- ・国の飼養指針等では、アニマルウェルフェアや衛生面の観点から、実施するのは良好なボディコンディションで健康な鶏に限り、24時間以上の断餌を推奨しないことや、低カロリーで低タンパク質な飼料を給与するなどの誘導換羽を用いた代替法が挙げられている

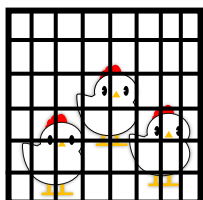
参考資料：農林水産省「採卵鶏の飼養管理に関する技術的な指針」

## <飼養方式>

### <ケージ方式>

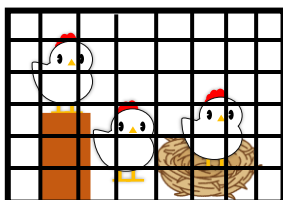
○鶏舎の種類としては、開放型鶏舎、セミウィンドレス鶏舎、ウィンドレス鶏舎がある

#### ①バタリーケージ



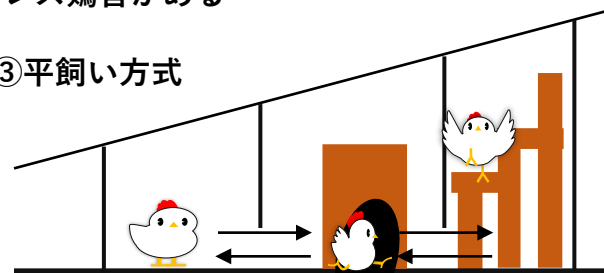
- ・鶏を金属製のケージ内で飼育する方式
- ・鶏の健康状態や産卵状況など個体管理や確認が容易である
- ・鶏と排せつ物の接触が少なく衛生的
- ・止まり木や営巣エリアなどがないため、行動発現が抑制されている

#### ②エンリッチドケージ



- ・ケージ内に止まり木、巣箱、営巣エリア等の付帯設備を設置
- ・ケージ当たりの羽数が増えることで、つつき等の闘争行動が発生しやすい

#### ③平飼い方式



- ・鶏舎内又は屋外において、鶏が地面を自由に運動できる
- ・☒は多段式平飼い方式（エイビアリー）
- 止まり木を設置した休息エリアや、巣箱を設置した産卵エリアなどがある



# 10. 「ブロイラーの飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1：管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・鶏の観察は、飼養方法等に応じ、少なくとも1日1回は行う
- ・鶏の健康状態、疾病等の発生の有無並びにその原因、死亡羽数、羽つぎの発生の有無、飼料の給与量や摂取量、水の適切な給与、最高及び最低気温、湿度等を毎日記録する
- ・鶏に対して不要なストレスを与える行動や、手荒な扱いを避け、丁寧に取り扱う
- ・爪切り、断冠等を行わない
- ・捕鳥は、なるべく薄暗い照明の下で、強い衝撃を与えないよう注意して行う

## 第2：栄養

### 【実施が推奨される項目】

- ・鶏の日齢や系統等に応じた適切な栄養を含み、質及び量ともにその生理学的欲求を満たす飼料及び水を毎日過不足なく給与し、ボディコンディションの許容範囲を逸脱しないよう管理する

## 第3：鶏舎

### 【実施が推奨される項目】

- ・鶏舎等は、可能な範囲で自然災害の影響から安全な立地を選択し、疾病発生や汚染物質への暴露等のリスクを抑えられるよう、また、鶏の損傷又は痛みを避けるよう、設計及び維持する
- ・鶏舎の破損箇所による鶏の損傷が起こらないよう注意し、日常の飼養管理が行いやすく、適切な排せつ物処理が可能な構造にする

## 第4：飼養方式、構造及び飼養空間

### 【実施が推奨される項目】

- ・いずれの飼養方式でも、同じ鶏群の全ての鶏が、妨げられることなく、同時に休息し、正常な姿勢をとれるようにする
- ・敷料は、アニマルウェルフェアと健康への悪影響を最小限にするように管理し、衛生的で非毒性などの適切なものを使用する。また、次に導入される群の疾病予防のため、敷料を交換する等適切な対応をとる

### 【将来的な実施が推奨される項目】

- ・ひなが地面に直接触れず、砂浴び及びついでみ促すため、ほぐれて乾燥した敷料を提供することが望ましい

## 第5：鶏舎の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・可能な限り適温を維持し、新鮮な空気を常に供給する
- ・鶏が正常な行動を行うことができ、日常の業務を支障なく行えるよう、適切な照明設備を設置する

## 第6：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・災害による影響を限りなく小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する

## 第7：ブロイラーのアニマルウェルフェアの測定指標

- ・アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

○ブロイラーの飼養管理指針の概要については、採卵鶏とほぼ同様であるため、用語解説等は割愛する

# 11. 「馬の飼養管理に関する技術的な指針」の概要

## 第1：管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・馬の観察は、飼養方法等に応じ、少なくとも1日1回は行う
- ・馬の健康状態、採食の状態、損傷や跛行の発生状況、休息の状況などを確認し、疾病等の発生の有無や、個体ごとの繁殖記録、水の適切な給与、最高及び最低気温、湿度等について毎日記録する
- ・一般的に使役作業には3歳以上の馬を用い、2歳未満の馬は使役作業に用いない
- ・1日当たり最長使役時間は6時間とし、7日のうち少なくとも丸1日の休息を与える
- ・蹄は、正しい知識と基本技術を習得の上、日常的に観察し、定期的に削蹄を行う
- ・分娩する母馬には、床が平面で乾燥した分娩区域を提供する
- ・去勢が必要な場合、可能な限り苦痛を生じさせない最適な方法と時期について獣医師の指導を求め、必要と判断された場合、麻酔薬等を使用する

### 【将来的な実施が推奨される項目】

- ・7日のうち丸2日の休息が与えられることが望ましい

## 第2：栄養

### 【実施が推奨される項目】

- ・飼料は、質及び量ともにその生理学的欲求や労働に必要なエネルギーを満たす飼料を毎日過不足なく給与する
- ・急激な飼料変更等による消化不良等に対する影響を理解し、飼料配合や給餌プログラムを栄養の専門家に適切に相談する

## 第3：厩舎

### 【実施が推奨される項目】

- ・飼養密度が高い場合や、新たに馬群を編成した場合、馬同士の闘争、競合が起こりやすいため、よく観察をする
- ・舎飼い方式で飼われている馬は、屋内のみでの飼養を避ける
- ・牧柵やゲート等は、構造的に堅固で、鋭利な角や突起物等、馬に損傷を与える特徴がないものとし、正しく設置、維持する
- ・馬の前掻き等でできた凹凸は定期的に補修し、適切に維持する
- ・蹄の健康を保つため、放牧場の泥濘化に注意する

## 第4：厩舎の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・気温が高い場合、十分な飲水を給与し、大型扇風機による送風、屋根への散水等の暑熱対策を講じる
- ・馬が飼料や水の摂取等の行動を正常に行うことができ、飼養者等が日常作業を支障なく行えるよう、適切な照明設備等を設置する

## 第6：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・災害による影響を限りなく小さく抑えるため、危機管理マニュアル等を整備する

## 第7：馬のアニマルウェルフェアの測定指標

- ・アニマルウェルフェア上の問題が生じている場合に見られる特定の行動等を測定指標として列挙。

※適用範囲：本指針は、競馬や乗馬クラブ等で供用される馬を想定していない

# 12. 「家畜の輸送に関する技術的な指針」の概要

## 第1：家畜の輸送に関する基本事項

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜の輸送に携わる全ての者が家畜を丁寧に取り扱い、快適な環境を確保することの重要性、必要性を理解し、責任を果たす
- ・家畜の輸送中は家畜取扱責任者を置き、管理者又は運転手等がこれを務める
- ・家畜の輸送歴や訓練の状況、体調を考慮し、輸送が家畜にとって過度な負担とならないよう、また、不要なストレスを与えないようにする
- ・輸送にかかる総時間は最小限となるようにする
- ・輸送先と連絡をとり、積下ろしに要する時間を含む、車両内等での待機時間が少なくなるよう、開始時刻等を設定する

## 第2：輸送の準備

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜の健康と安全を保持するため、輸送する家畜の管理、積み込み及び積下ろしの場所や予定時刻等を含んだ輸送工程表を作成する
- ・輸送前に全ての家畜について健康状態や損傷の有無等を確認し、輸送が過度な負担にならないかなど輸送の適否を判断する

## 第3：輸送する家畜の管理方法

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜を輸送する際には、定期的に観察を行う
- ・家畜の積み込み及び積下ろしの際には、家畜に不要なストレスを与えず、手早く、円滑に作業が行われるようにする
- ・長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする

## 第4：輸送中の環境

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、送風するなどの暑熱対策を、寒すぎる場合、隙間風の防止等の寒冷対策を講じる
- ・家畜を積み込む前には、1頭又は1羽当たりの収容スペースの広さが適切となるよう、頭羽数や収容場所を決定する
- ・輸送中の騒音は、限りなく小さくするとともに、家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する

## 第5：輸送のための施設等の構造

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜の輸送に使用する車両や積み込み及び積下ろしのための施設は、家畜に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取り扱いを可能なものとする

## 第6：アニマルウェルフェアの状態確認等

### 【実施が推奨される項目】

- ・急激な天候悪化による遅延や、車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康等への悪影響を可能な限り小さくするため、危機管理マニュアル等を作成する

## 第7：家畜の輸送に関する

### アニマルウェルフェアの測定指標

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜の輸送に関わる全ての者が、輸送の責任を果たすための測定指標として列挙



# 13. 「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」の概要

## 第1：本指針の範囲

- ・本指針は、農場内における通常の安楽死の方法等について「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」を補完する

## 第2：農場内における家畜の安楽死に携わる者の責務

### 【実施が推奨される項目】

- ・実施者は、飼養する家畜の不安や苦痛等を軽減するとともに、安楽死させる際に、不要なストレスを与えないため、家畜の身体的構造等、必要な知識及び技術を習得する
- ・実施者は、安楽死をさせる際、自らの安全も考慮し、家畜の保定や安楽死等の作業を行う

## 第3：農場内における家畜の安楽死計画

- ・農場内における家畜の安楽死については、飼養する家畜の品種や飼養頭羽数規模等により、方法や頻度が異なる。このため全ての動物の安楽死が人道的かつ迅速に行われ、アニマルウェルフェアへの悪影響を最小限とするための安楽死計画を作成するにあたってのポイントを列挙している

## 第4：家畜の取扱い

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜の苦痛や不安等を長引かせないため、可能な限り短時間のうちに安楽死を実施する
- ・対象となる家畜を不必要に移動させることは避け、移動が必要な場合は最低限な移動かつ丁寧に扱う
- ・保定は、迅速かつ的確に安楽死させるために必要であり、保定後は直ちに安楽死させる

## 第5：防疫管理等への配慮

### 【実施が推奨される項目】

- ・安楽死は、疾病等のまん延防止のため、防疫管理（衛生管理）に配慮した方法で行う
- ・防疫管理の観点からも、疾病への罹患が疑われる家畜を不必要に移動させないようにする。
- ・伝染性疾病の発生が疑われる場合、速やかに関係機関等に連絡する等、家畜伝染病予防法に基づき、適切な措置をとる
- ・安楽死の実施場所や方法については、周辺地域や近隣農場に影響を及ぼさないよう注意するとともに、死体の保管や処理方法をあらかじめ決めておく

## 第6：安楽死の手順

### 【実施が推奨される項目】

- ・家畜を安楽死させる場合、直ちに死亡するか、死亡するまでの間の意識喪失状況に直ちに至る方法を用いる
- ・安楽死の方法として、頸椎脱臼、頭部切断、放血、致死薬物の投与等の方法がある
- ・使用する道具等の整備や実施者の知識及び技術の習得等が不十分な場合や、畜種に合わない不適切な方法で安楽死させられた場合、家畜に不要なストレスを与えることとなるため、十分な検討と事前準備を行う
- ・家畜の農場内における安楽死の方法は、畜種や農場の設備等によって適切な方法が異なるため、それぞれの農場に適した方法を選択する

※：家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われる

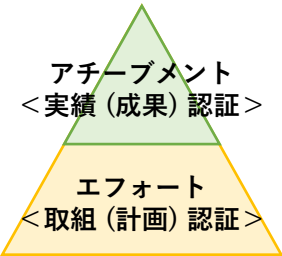
# 14. 日本におけるアニマルウェルフェアの取組（2）

## < JGAP畜産での認証 >

- ・生産者が、持続的な農業生産を行っていくために、日々取り組んでいくことをまとめた基準
- ・「**家畜衛生**」や「**アニマルウェルフェア**」を含めた7つの取組みが記されている
- ・「**アニマルウェルフェア**」の項目では、**WOAHの勧告**や、これを基にした**国の飼養管理指針**に即した飼育の実施などが求められている

（※JGAPについては、畜産課内の別途コラムにて、導入編として説明をしているため、ぜひご覧ください！）

## < やまなしアニマルウェルフェア認証制度 >



- ・認証区分は2分類（**エフォート・アチーブメント**）となっている
- ・**エフォート**：認証基準は、**全畜種共通のエフォート基準をクリアし、講習会の受講等による知識の習得**を行い、**取組宣言（計画の策定）**を行う。  
（この時点では、畜産物へのロゴマークは使用不可である）
- ・**アチーブメント**：畜種ごとに設定した**アチーブメント基準をクリア**する。  
**クリアした基準項目数**により、**☆の数で評価**を行う。  
（この時、生産された畜産物へのロゴマークは使用可能である）

参考資料：山梨県「やまなしアニマルウェルフェア認証制度について」

## < アニマルウェルフェア畜産認証 >

- ・乳用牛：動物、施設、管理の3つをベースにした45項目を現地で評価する。
  - ・肉用牛：動物、施設、管理の3つをベースにした44項目を現地で評価する。
- 乳用牛、肉用牛、いずれも、3つのベースすべてにおいて、評価項目の80%以上をクリアしていると、**認証を取得**することができる
- ☆日本での**アニマルウェルフェアの普及状況**を鑑みて、放牧を必須条件としないなど、飼育施設に関係なく認証取得を目指せる基準を設定している

参考資料：一般社団法人 アニマルウェルフェア畜産協会

# 15. アニマルウェルフェアについてもっと知ろう！

## ○農林水産省「アニマルウェルフェアについて」

- ・ 指針について：畜種ごと等の指針の本文や、指針についてのQ&A、チェックリストが掲載されています。
- ・ 農林水産省の取組：指針のポイントについての説明や、実践例、意見交換会の開催状況や、現場における指針の取組状況調査の結果（令和5・6年）が掲載されています。
- ・ 過去の通知等：アニマルウェルフェアに関する過去の通知や、指針案のパブリックコメントが掲載されています。
- ・ 広報資料・事例集：アニマルウェルフェアについての資料が掲載されています。

- ☆ アニマルウェルフェアを向上させるためには、必ずしも放牧を取り入れたり、施設を整備したり、機械を導入することが必須というわけではありません。  
国の指針を参考として、今の経営状態で、動物の状態を少しでも良くするために、着実にできることから取り組んでいくことが大切です。
- ☆ アニマルウェルフェアは、農場だけでなく、と畜場でも実施されています。
- ☆ そして、生産者のみならず、消費者もアニマルウェルフェアについて関心を持ち、配慮された畜産物を手にとることが、今後アニマルウェルフェアが普及していくために大切なこととなります！
- ☆ 様々な農場・企業等で取り組まれているアニマルウェルフェアについて調べてみると、より身近に感じられます！

